

令和2年9月1日以降「ハイパー家財」商品改定のご案内

平素よりあいおいニッセイ同和損保の火災保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
さて、保険始期日が令和元年10月1日以降のご契約より、「ハイパー家財」の商品改定を実施しております。APAMAN「24時間安心サポート」の「住まいのサポート」につきましては、令和2年9月1日以降、以下のとおり改定となります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

主な改定内容

○保険金額

	入居物件が40㎡未満の場合		入居物件が40㎡以上の場合	
	改定前	改定後	改定前	改定後
家財	150万円	140万円	350万円	300万円

○補償内容

●借家賠償、借用住宅修理費用、個人賠償の保険金額は変更ありません。

項目	概要				
家財条項の変更 「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」、「騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為」による事故の取扱い	「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」、「騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為」による事故は「破損、汚損等」の事故として補償します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」、「騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為」の事故として補償。 $\text{損害保険金} = \text{損害の額}$ (1回の事故につき家財保険金額を限度に補償。免責金額は適用されません) </td> <td> 「破損、汚損等」の事故として補償 $\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$ (1回の事故につき50万円を限度に補償。免責金額1万円が適用されます) </td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」、「騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為」の事故として補償。 $\text{損害保険金} = \text{損害の額}$ (1回の事故につき家財保険金額を限度に補償。免責金額は適用されません)	「破損、汚損等」の事故として補償 $\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$ (1回の事故につき50万円を限度に補償。免責金額1万円が適用されます)
改定前	改定後				
「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」、「騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為」の事故として補償。 $\text{損害保険金} = \text{損害の額}$ (1回の事故につき家財保険金額を限度に補償。免責金額は適用されません)	「破損、汚損等」の事故として補償 $\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$ (1回の事故につき50万円を限度に補償。免責金額1万円が適用されます)				
費用条項の変更 専用水道管が凍結により損壊した場合の修理費用の取扱い	水道管修理費用保険金は借用住宅修理費用保険金に包含し、支払限度額を増額します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 「水道管修理費用保険金」で補償します。 $\text{水道管修理費用保険金} = \text{復旧に必要な費用の額}$ (1回の事故につき1敷地内ごとに10万円限度) </td> <td> 「破損、汚損等」による事故として「借用住宅修理費用保険金」で補償します。 $\text{借用住宅修理費用保険金} = \text{復旧に必要な費用の額} - \text{免責金額}$ (1回の事故につき30.0万円を限度に補償。免責金額1万円が適用されます) </td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	「水道管修理費用保険金」で補償します。 $\text{水道管修理費用保険金} = \text{復旧に必要な費用の額}$ (1回の事故につき1敷地内ごとに10万円限度)	「破損、汚損等」による事故として「借用住宅修理費用保険金」で補償します。 $\text{借用住宅修理費用保険金} = \text{復旧に必要な費用の額} - \text{免責金額}$ (1回の事故につき30.0万円を限度に補償。免責金額1万円が適用されます)
改定前	改定後				
「水道管修理費用保険金」で補償します。 $\text{水道管修理費用保険金} = \text{復旧に必要な費用の額}$ (1回の事故につき1敷地内ごとに10万円限度)	「破損、汚損等」による事故として「借用住宅修理費用保険金」で補償します。 $\text{借用住宅修理費用保険金} = \text{復旧に必要な費用の額} - \text{免責金額}$ (1回の事故につき30.0万円を限度に補償。免責金額1万円が適用されます)				
賠償条項の変更 個人賠償保険金の取扱い	以下のとおり、補償の対象を拡充します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・日常生活における偶然な事故で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（日本国内に限ります） </td> <td> ・日常生活における偶然な事故で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（日本国内または国外を問いません） ・日本国内において被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（財物損壊の発生の有無を問いません） </td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	・日常生活における偶然な事故で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（日本国内に限ります）	・日常生活における偶然な事故で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（日本国内または国外を問いません） ・日本国内において被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（財物損壊の発生の有無を問いません）
改定前	改定後				
・日常生活における偶然な事故で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（日本国内に限ります）	・日常生活における偶然な事故で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（日本国内または国外を問いません） ・日本国内において被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償（財物損壊の発生の有無を問いません）				

ご注意いただきたいこと

- 「ハイパー家財」は、賃貸住宅居住者総合保険のペットネームです。
- このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたってはハイパー家財パンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ご不明な点がございましたら、ご契約の管理会社までご連絡ください。

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

ホームページアドレス <https://www.aioinissaidowa.co.jp/>

●ご相談・お申込先

【取扱幹事代理店】

Apaman Property株式会社

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前

2-17-8安田第4ビル 2階

TEL 092-432-7543 FAX 092-474-7225

【非幹事代理店】

株式会社 全管協サービス

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル19F

TEL 03-3272-7756 FAX 03-3272-7850